

令和7年8月22日

## 懲戒処分の公表について

松阪地区広域消防組合

令和7年8月21日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

### 1 事案の概要

被処分者は、令和7年6月26日（木）松阪市内の河川で実施された水難救助訓練において、同僚隊員が水中で紛失した腕時計を拾得したにもかかわらず、必要な報告を怠った。

また、紛失の事実が周知された後も報告することなく、他の隊員とともに腕時計の捜索に加わり、本来実施すべき訓練が継続できない事態を生じさせた。

これらのことにより、信頼関係の構築が重要視される消防の職場内（水難救助チーム）における秩序を乱した。

### 2 処分内容等

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 被処分者  | 消防本部 主任級 38歳 男性                               |
| (2) 処分の内容 | 戒告  |
| (3) 処分の理由 | 地方公務員法に規定する以下の懲戒処分に該当するため<br>・法令違反<br>・服務義務違反 |
| (4) 処分年月日 | 令和7年8月21日                                     |

### 3 消防長コメント

高い倫理観と規律意識をもって行動すべき立場にある消防職員による今回の事案を、極めて重大かつ深刻に受け止めております。

私たちは今一度、コンプライアンス意識と服務規律の徹底を図り、住民の皆さまの期待に応えられるよう全力で取り組んでまいります。